

家畜伝染病(口蹄疫) 防疫机上演習(時系列)

日 時	項 目	食肉衛生検査所 / 家畜衛生保健所	食肉処理施設		
事前準備			1) 防疫措置に関する組織内の情報の共有 2) 対策本部設置要領の整備 3) 緊急連絡網の整備 4) 入場者・車両管理簿の記帳 5) 場内における消毒の徹底 6) 場内職員の偶蹄類家畜飼養状況の事前確認 7) 防疫資材の保有状況の確認 8) 埋却地の確保 9) 重機等の取扱い業者リストの整備		
1 日目 (異常家畜の発見)	と畜検査員の生体検査 異常家畜発見 ①生体受付所より事務所に電話連絡 ②食肉衛生検査所で確認 ③食検衛生所長より通知	・食肉処理施設、家保、県庁へ通報 ・食肉処理施設へ指示: と畜禁止 車両・人等の移動禁止 枝肉・内臓等の移動禁止、持出品の確保 ・当該家畜の情報収集	・食肉衛生検査所からの指示	食肉衛生検査所長より『と畜解体中止』の通報 食肉処理施設内に連絡 関係業者に連絡	対応措置 ○道路・構内封鎖、○消毒槽、手指消毒器設置 ○構内車両移動禁止、待機、○出入口消毒槽設置 ○休憩室で待機、状況説明、防疫活動準備 ○処理場防疫体制による活動開始 ○調査連絡班による疫学調査開始
	家畜衛生保健所で異常家畜の通報受理 家畜衛生保健所が食肉処理施設立入検査	症状写真撮影 海外病研究施設へデータ送信と協議 口蹄疫の疑いで検体送付決定 送付先:海外病研究施設(東京都小平市)	1) 緊急防疫活動 2) 埋却地対応 3) 周辺の通行制限 4) 疫学調査の実施	1) 緊急防疫活動 ○家畜・畜産物等の搬出入を緊急的に停止 ○人・車両の入退場自粛 ○場内及び周囲の緊急消毒 ○殺処分用資材準備協力依頼 ○現地拠点施設の確保(食堂・厚生棟、テント) ○資材調達先業者との調節	2) 埋却地対応(事業管理部) ○埋却地点の点検、確認 ○使用資材確保 ○埋却地掘削依頼業者との調節 3) 周辺の通行制限 4) 疫学調査の実施(調査連絡班) ○過去 21 日間における出荷農場調査 ○過去 7 日間における人の入場者調査
		[口蹄疫現地対策本部設置準備] ・各班打合せ、確認	危機管理対策本部設置準備	(窓口事業管理部長席:内戦 213) 該当する係打合せ	危機管理対策委員会設置準備 処理場防疫委員リスト
2 日目 (異常家畜が口蹄疫と決定)	検査結果判明(PCR陽性)		『口蹄疫と確定』		
	と畜場の稼働停止 対策本部立上げ マスコミ対応 ○消毒・殺処分・拠点運営協議 ○消毒作業打合(ポイント、消毒薬) ○周辺の通行制限又は遮断(72 時間) ○埋却地確認・点検 ○移動制限及び搬出制限内容周知	と畜場の稼働停止 [口蹄疫現地対策本部設置] マスコミ対応 ・食肉処理施設と打合せ ・消毒作業打合 通行制限又は遮断場所の協議、指示	と畜場の稼働停止 危機管理対策本部設置 マスコミ対応(事業管理部) ・検査所との打合せ ・消毒ポイント、使用薬剤等協議 ・通行制限又は遮断の実施 ・埋却地確認、点検 ・移動制限及び搬出制限内容周知	危機管理対策本部設置 消毒薬確保・殺処分対応・現地拠点施設設置協議 場内の消毒場所ポイント、場所別使用薬剤協議・在庫確認・購入依頼 通行制限又は遮断の実施 関係市町村と事前打合せ内容に基づいて決定 出荷している生産者及び関係団体へ報告・協力依頼	危機管理対策委員会設置(事業管理部連絡窓口) 殺処分時の保定、役割分担 場内見取図・家畜運搬車両の導線・消毒薬リストと希釈表 埋却地の確認と点検 協力要請文作成、広報 殺処分時の保定、役割分担 場内の消毒実施(使用可能な薬剤の在庫量) 埋却地の確認、運搬、掘削、消毒、埋却
3 日目 ～ 4 日目	と畜場の移動停止 防疫措置終了	と畜場の稼働停止 ↓	と畜場の稼働停止 ↓		
15 日目	移動制限解除のための清掃性確認 検査開始	↓	↓		
25 日目	移動制限解除の公示 と畜場の稼働開始	と畜場の稼働開始	と畜場の稼働開始		